

郵便による住民票（住民票除票）の写し等交付申請書

下記のを送付していただきますよう申請します

記

住民票（住民票除票）の写し	世帯全員	通	1通 300円 (除票は1人につき300円)
	世帯一部	通	
住民票記載事項証明書	世帯全員	通	1通 300円
	世帯一部	通	
住民票・住民票記載事項証明書に記載する事項について□にチェックをいれてください。			
【日本国籍の方】 <input type="checkbox"/> 0 本籍・続柄を省略 <input type="checkbox"/> 1 本籍・続柄を記載 <input type="checkbox"/> 2 本籍のみ記載 <input type="checkbox"/> 3 続柄のみ記載 ※チェックがない場合はすべての項目を省略して交付いたします。	【外国籍の方】 <input type="checkbox"/> 0 下記すべての項目を省略 <input type="checkbox"/> 1 下記2～4の項目を記載 <input type="checkbox"/> 2 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 3 世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 4 中长期在留者・特別永住者等の区分（30条45区分）等 （在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード等の番号） ※チェックがない場合はすべての項目を省略して交付いたします。		
<input type="checkbox"/> 4 個人番号を記載	<input type="checkbox"/> 5 個人番号を記載		
埋火葬許可（ 年 月 日 死亡）		通	1通 300円
不登録		通	1通 300円
その他（ ）		通	

1. どなたの証明が必要ですか

(1) 住所

(2) 証明が必要な人

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

2. 申請理由（申請者との関係・申請理由を証明するものの提示を求める場合があります）

(1) 提出先

(2) 使用目的（具体的に）

(3) どのような情報の記載が必要ですか。（必要な方のみご記入ください。具体的に）

(例：住所地AからBへの引越しの履歴のわかるもの・父〇〇の死亡事項の記載のあるもの)

3. 申請者（本人確認書類の写しを添付してください。返送先は原則として住民登録地です。）

あなたの住所 (住民登録地)	〒		
あなたの氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
証明が必要な方との続柄 (例) 本人・妻・長男〇〇の二女など	昼間の 連絡先	□自宅 □携帯 □勤務先 □ () - () - ()	

(注意) 手数料として定額小為替（郵便局で購入） 円（お釣りのないようお願いします）
と返信用封筒（宛先の住所、氏名を記入し、切手を貼ったもの）を同封します

郵便での住民票等の取り寄せ要領について

住民票は住民登録地の市町村で発行します。神戸市に住民登録をされている方で、窓口にお越しになれない方は、下記の要領により郵便でご請求いただけます。

下記①～④を封筒に入れて神戸市郵送請求処理センターへご請求ください。

神戸市郵送請求処理センター
〒651-8526 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
TEL: 078-322-6468

※住民登録地が神戸市でない場合は、住民登録地の市区町村へご請求ください。

記

① 申請書 住民票の写し等交付申請書に必要な事項を記入してください。

(昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。)

② 本人確認書類 申請者の確認のため、下記の書類の**コピー**を同封してください。

運転免許証、マイナンバーカード*、住民基本台帳カード、健康保険証、各種年金証書・年金手帳等、その他官公署が発行する証明書または書類のうちいずれか一点。
*マイナンバーカードについては、表面のみのコピーを同封してください。

③ 手数料 **お釣りの出ないように**をご用意ください。

※手数料は、定額小為替(郵便局で購入)でお願いします。切手はご利用いただけません。

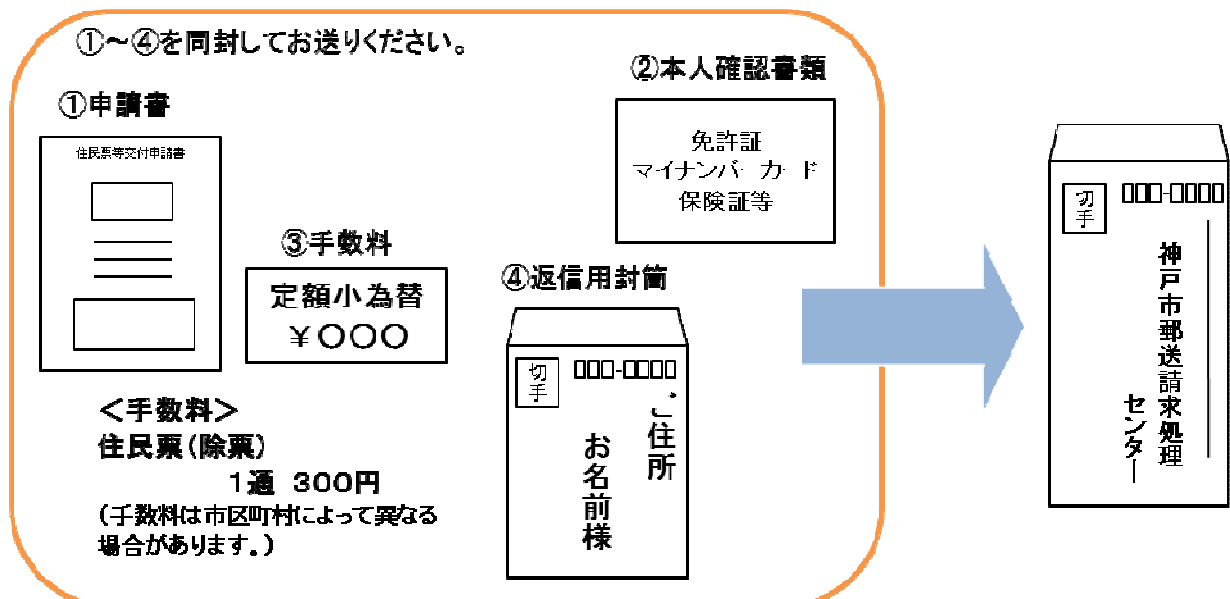
※定額小為替の指定受取人欄は記載不要です。

※手数料の金額は市町村によって異なる場合がありますので、お確かめのうえ、ご請求ください。

④ 返信用の封筒 返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

※お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

※返送先は原則申請者の住民登録地です。それ以外の宛先に返送を希望される場合は、その理由を詳しく記載のうえ、送付先を確認できる資料等(勤務先→社員証・会社のパンフレット等の写し、滞在先→公共料金の請求書の写し、家等の契約書等の写しなど。詳しくはご相談ください。)を送付してください。



(お願い)郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。